

さ情審査答申第310号  
令和7年12月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 内 木 哲 也

### 答 申 書

平成30年3月30日付けで貴職から受けた、「東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の会議等の内容のわかるもの（会議録等・配布資料）（案内は除く）負担金20,000円／年（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年1月31日付け都計交第2509号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取り消し、不開示とした「要望項目に関する鉄道事業者の回答」の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しない

不開示理由の不立証

高架化については、すでに公表されている情報であり不開示の理由がありません よって再々精査のうえでの再々決定を求めます

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

## 1 本件処分内容及び理由

平成29年12月5日付けで、審査請求人より「東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の会議等の内容のわかるもの（会議録等・配布資料）（案内は除く）負担金20,000円/年」について、行政情報開示請求書が提出された。そこで、実施機関では、平成24年度に実施した東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の一部の協議会資料、平成26～29年度に実施した東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の資料及び平成24～29年度の東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の負担金の支出書類に関する書類を特定し、平成30年1月19日付けで行政情報一部開示決定通知書を送付した。

東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会（以下「協議会」という。）からの要望に対する東武鉄道株式会社（以下「東武鉄道」という。）の回答については、東武鉄道が進めている高架化工事などの事業の進捗状況等が推察される法人内部の情報であり、公にすることにより東武鉄道の正当な権益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に基づき不開示とした。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「趣旨：本件決定処分を取り消せ・本件不開示情報（要望項目に関する鉄道事業者の回答）を開示せよ・条例7条2号本文前段落該当情報を除く/理由：本件不開示情報は条例第7条第3号に該当しない、不開示理由の不立証、高架化については、すでに公表されている情報であり不開示の理由がありません よって再々精査のうえでの再々決定を求めます」と主張している。

協議会は、東武伊勢崎線及び野田線の沿線自治体であるさいたま市、春日部市、越谷市、杉戸町、宮代町、野田市で構成されており、各自治体に所在する駅等への要望項目を集約したうえで、鉄道事業者である東武鉄道へ要望活動を通じて伝えている。その要望項目とは、駅の高架化の早期実施や踏切の安全性確保など、各自治体やその駅の実情に応じて様々なものがある。

審査請求人は、要望項目に関する鉄道事業者の回答のうち、高架化については、すでに公表されている情報であり不開示の理由がないと主張している。

しかし、協議会沿線の自治体に所在する駅の高架化について、東武鉄道から公表されている情報とは、東武鉄道が2017年5月12日に公表した資料「東武グループ長期経営構想・東武グループ中期経営計画2017～2020」の一部に記載されている「春日部駅ジャンクション機能強化 連立

事業の早期実現に向けた取組み強化」という文言だけである。このように、公表されている情報は経営計画のうちのごく一部のみであり、その内容も概要を示しているに過ぎず、具体的な高架化事業の進捗状況や対応方針を公表しているものではない。

東武鉄道の回答には、高架化事業も含めた様々な事業への進捗状況や対応方針が推察される情報が含まれており、公にすることにより東武鉄道の正当な権益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に基づき行政情報一部開示決定としたことは妥当である。

また、不開示理由の不立証については、一部開示決定通知書に記載した別紙において、上述の内容を踏まえ、不開示理由を、条例第7条第3号「企業に関する情報が含まれており、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と記載しており、不立証には当たらない。

以上のことから、本件の決定処分について、取り消しする理由がない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月5日に開示請求を行った「東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の会議等の内容のわかるもの（会議録等・配布資料）（案内は除く）負担金20,000円/年」である。

実施機関は、複数の文書を特定して一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示とした「要望項目に関する鉄道事業者の回答」について、開示を求めるとして本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会の要望項目はそれぞれ別個の事項のようにも見えるが、これらはすべて東武伊勢崎線・野田線という特定の鉄道路線に関連した施設や運用のあり方等に関する要望であって一体のものである。

そして、一体の要望に対する鉄道事業者の回答を開示することにより、鉄道事業者の営業方針が推察される可能性がある。そのため、「要望項目に関する鉄道事業者の回答」は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。

また、本件処分の通知書に開示しない理由が記載されている。

したがって、審査請求人が本件審査請求により開示を求めた「要望項目に関する鉄道事業者の回答」が、条例第7条第3号に該当するとした実施機関

の判断は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

|   |             |                 |
|---|-------------|-----------------|
| ① | 平成30年 3月30日 | 諮問の受理（諮問第507号）  |
| ② | 令和 7年 8月 7日 | 審議              |
| ③ | 令和 7年10月16日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| ④ | 令和 7年11月20日 | 審議              |

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

| 職 名     | 氏 名     | 備 考                    |
|---------|---------|------------------------|
| 会 長     | 池 上 純 一 | 大学名誉教授<br>令和7年10月21日退任 |
| 会 長     | 内 木 哲 也 | 大学名誉教授<br>令和7年10月22日就任 |
| 会長職務代理者 | 榎 本 肇   | 行政経験者<br>令和7年10月22日就任  |
| 会長職務代理者 | 柴 田 雅 幸 | 行政経験者<br>令和7年10月21日退任  |
| 委 員     | 中 澤 和 美 | 弁護士                    |
| 委 員     | 水 口 匠   | 弁護士                    |
| 委 員     | 龍 由 紀 子 | 弁護士                    |

(五十音順)